

三原市地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

第2期三原市地域公共交通網形成計画が令和6年度で満了となり、令和7年度から5年間の計画期間となる三原市地域公共交通計画を策定するため、公募型プロポーザル方式を実施し、提案事業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

三原市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

「三原市地域公共交通計画策定支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。
ただし、契約時における仕様書は、選定事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算上限額

5,800,000円(消費税及び地方消費税を含み、税率は10%とする。)

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿のいずれかに登録のある者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱(平成17年三原市要綱第204号)の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市税等を滞納していないこと。
- (6) 自治体の公共交通に関する計画策定業務の契約実績があり、計画策定に関し、豊富な知識を有していること。

4 スケジュール

公募開始（実施要領等の公表、配布開始）	令和6年5月22日（水）
質問書の提出期限	令和6年5月29日（水）
質問書の回答期限	令和6年6月3日（月）
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和6年6月11日（火）
参加資格確認結果の通知	令和6年6月18日（火）
書類審査の結果通知 ※書類審査が実施された場合のみ	
プレゼンテーション選考	令和6年6月24日（月）
選定結果通知	令和6年6月下旬

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第2号）に質問事項を箇条書きで記載し、本書に示す「10 書類等提出及び問い合わせ先」に電子メールで提出すること。

なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和6年5月29日（水）午後5時まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は5月29日（水）以降、数回に分けて、全参加表明者に対して電子メールで6月3日（月）までに回答する。

6 参加表明書・企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式第1号） 1部

② 会社概要書（様式第3号） 1部

③ 関連業務実績書（様式第4号） 1部

④ 協力会社概要書（様式第5号） 1部

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

⑤ 見積書 10部（内訳：本書1部、コピー9部）

・見積書の様式は任意とする。ただし、仕様書の内容を踏まえ、業務ごとの積算内訳が明確になるよう記載すること。

・押印は1部で、他はコピー（製本不要）とする。

・提示する見積額については、アンケートやヒアリング調査の経費、成果品の印刷費などを含む。

・予算上限額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

⑥ 企画提案書 10部（内訳：本書1部、コピー9部）

・仕様書の内容を踏まえ、次の《1》～《5》の項目について作成すること。

・様式は、A4判（A3判による折込可）で任意とする。

《1》業務の実施体制

- ・業務責任者（専ら本業務に従事し、当該業務において受注者を代表する者）の氏名、役割、経歴、主な業務実績など
- ・業務従事者（専ら本業務に従事する者）の氏名、役割、経歴、主な業務実績など
 - ※ 公共交通に係る計画策定実績など
 - ※ 本業務の参考となる類似業務の実績がある場合、1事例に限り、成果品（計画書等）を提出（10部、企画提案書とは別綴）することができる。
- ・協力企業を含む業務全体の実施体制など

《2》業務の実施方針

本市の現状を踏まえ、三原市地域公共交通計画に求められる役割、業務遂行上の基本姿勢等を記載すること。

《3》業務内容に関する具体的な手法及び提案

(1) 各種調査、分析及び評価

本市の地域特性や地域公共交通の現状と課題などを明らかにするため、各項目における分析の視点、調査方法、調査結果のまとめ方などについて提案すること。

(2) 計画案の検討

調査分析結果に対する計画案への反映や、本市の特性や課題、他市の先行事例、デジタル技術の活用や運転手不足など社会情勢の変化を踏まえた計画策定のアプローチの手法について提案すること。

(3) 追加提案について

仕様書に定めるもののほか、独自の視点による追加提案があれば具体的に記載すること。

《4》業務工程・スケジュール

本業務で実施しようとする各業務の工程、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

(2) 提出期限・方法

令和6年6月11日（火）午後5時まで【必着】に、本書に示す「10 書類等提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとする。

7 参加資格及び書類審査

参加表明書等の内容に基づき、事務局において参加資格の審査を実施する。参加資格審査の結果については、電子メール又は郵送で送付する参加資格審査結果通知書にてその旨を令和6年6月18日（火）までに通知する。

また、多数の参加表明書等の提出があった場合は、プレゼンテーション実施者を絞り込むため、選定委員会によって、評価基準等に基づき、企画提案書等の書類審査を行う場合がある。書類審査を行った場合の結果については、参加資格の結果と併せて通知する。通知後、プレゼンテーション実施者として選定されなかった者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に説明を求めることができる。

8 選定方法及び基準

(1) 選定方法

提出された企画提案書についてプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、次の基準に基づき三原市地域公共交通活性化協議会委員で構成する選定委員会において審査を行い、最も得点の高かった者を優先契約交渉事業者として選定する。

また、プロポーザル参加事業者が1者の場合にあっても、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を優先契約交渉事業者として選定する。

①プレゼンテーション・ヒアリング

- ・1者につき30分程度（説明15分、質疑15分）とする。
- ・事前に提出のあった企画提案書を用いて行うこととし、当日の差し替え、追加は認めない。

②実施日時・場所等

令和6年6月24日（月） ※時間及び場所は別途連絡する。

(2) 選定基準

項目		審査基準	点数
①業務の実施体制		本業務を確実に実施できると見込まれる事業者であるか（担当・業務実績の内容、体制等）。	15点
②業務の実施方針		本業務の趣旨を理解し、具体的で、かつ実行性のある提案がなされているか、本業務に取り組む基本姿勢がどのようなものであるか。	5点
③業務内容に関する具体的な手法及び提案	各種調査、分析及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性、地域公共交通の課題などを明らかにするための調査の手法等は適切か。 ・市民及び利用者ニーズの把握について、調査手法や内容、対象の設定は適切か。 	20点
	計画案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査分析結果等を計画案へ反映する考え方は妥当か。 ・本市の地域特性や課題、他市の先行事例等を踏まえた計画案策定のアプローチ手法について、具体性・実現性・妥当性のある内容となっているか。 ・デジタル技術などの新技術の活用について、具体性・実現性・妥当性のある内容となっているか。 	35点
	追加提案について	仕様書の内容に加え、有益な独自の追加提案があるか。	10点
④業務工程・スケジュール		業務工程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。	5点
⑤プレゼンテーション		提案内容の説明、質疑応答において的確に対応しているか。	5点
⑥見積金額		「全提案者の最低価格／当該提案者の提案価格×5点」（少数第3位を四捨五入）	5点
計			100点

(3) 結果通知

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果及び優先契約交渉事業者名について、三原市ホームページに掲載する。

優先契約交渉事業者に選定されなかった者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に説明を求めることができる。

(4) 契約の締結

優先契約交渉事業者とは、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約を締結する。なお、優先契約交渉事業者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (4) 公募開始の日以降、事務局（生活環境課）への営業活動等を禁止する。
- (5) 提案書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とする。
- (6) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開する。

10 書類等提出及び問い合わせ先

三原市地域公共交通活性化協議会事務局 担当：森木
（三原市生活環境部生活環境課）

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

Tel 0848-67-6178 Fax 0848-64-4103

E-Mail アドレス seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp